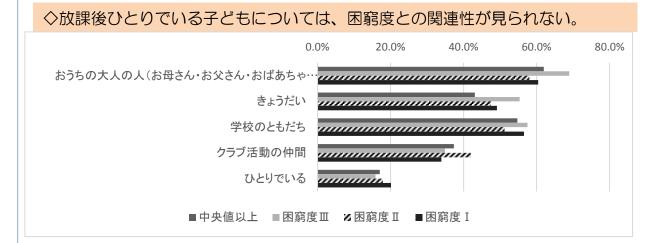
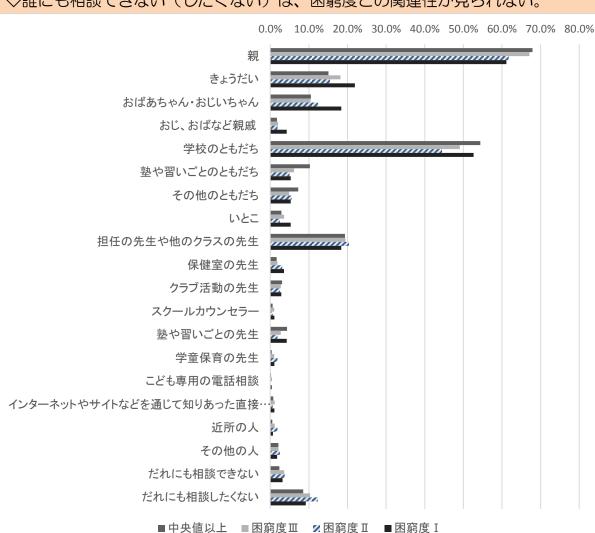
5. 子どものつながりに関すること

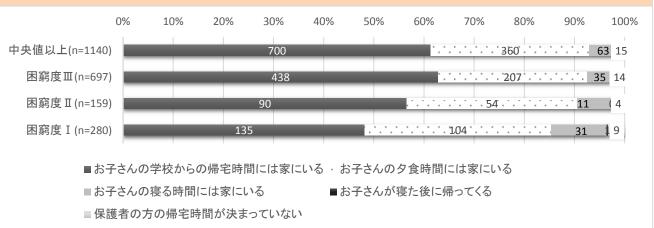
■調査結果(単純集計・クロス集計)から分かったこと



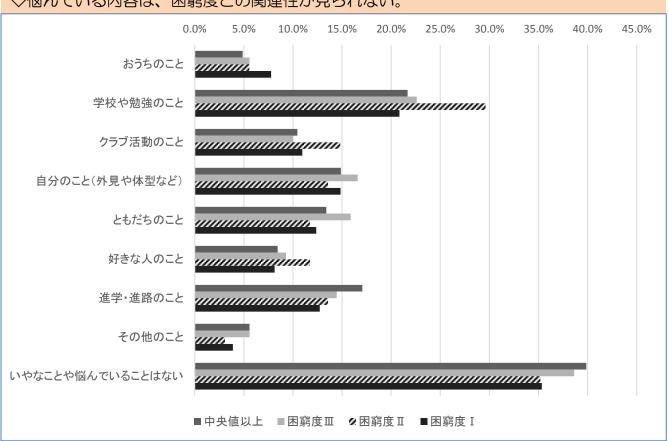
◇誰にも相談できない(したくない)は、困窮度との関連性が見られない。



◇困窮世帯ほど保護者の家にいる時間について、「お子さんの学校からの帰宅時間には 家にいる」「お子さんの夕食時間には家にいる」割合が少ない。



◇悩んでいる内容は、困窮度との関連性が見られない。



■現行の取組み

- ・放課後子ども総合プランにおいて、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過 ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進め、これらの取組みを通じて、す べての就学児童がいきいきと活動できるよう、多様な居場所を確保している。
- ・また、高校における困難を有する生徒の支援に関わる機関の連携により、生徒や家庭に対して支援を行う体制の構築と、生徒の安心できる居場所を開設し、中退 や不登校の防止を図っている。
- さらに市町村においては、支援を要する子どものための学習支援等の充実を図るため、新子育て支援交付金やひとり親家庭等生活向上事業、学習支援事業(生) 活困窮者自立支援制度)を実施している。

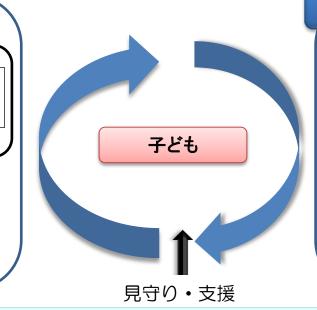
学 校

放課後子ども総合プラン

放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)

教育コミュニティづくり推進事業 (おおさか元気広場)

高校内におけるプラットフォームの構築 高校における困難を有する生徒の支援に関わる機関の連携強化



地 域

・ひとり親家庭等生活向上事業

(子どもの生活・学習支援事業)

- 新子育て支援交付金

子どもの貧困対策事業(日常生活支援・学習支援)

居場所づくり事業・絵本で育む子どもとのふれあい事業

⇒市町村での学習支援や食事提供も可能な居場所づくり、 読書活動を支援

•学習支援事業(生活困窮者自立支援制度)

学習支援、居場所の提供、進路相談等、高校中退防止のための支援、 親に対する養育支援、その他貧困の連鎖の防止に資すると認められ

(※福祉事務所設置自治体での任意事業)

地域における支援 民生委員・児童委員、主任児童委員、CSW、NPO法人、地域住民・ボランティアなど

■現行の取組みにおける課題・今後の対応の方向性

- ・放課後ひとりでいる子どもが全体として約2割。誰にも相談できない(したくない)子どもが全体として約1割いる。
- *学校や地域で支援を要する子どもを発見し、支援につなぎ、見守る体制を強化し、セーフティーネットでしっかりと支える仕組みの構築が必要。 【⇒学校という場を介したプラットフォームの構築】
- *中退防止や不登校生徒支援として、生徒の課題の早期発見に向けた取組みを進めていく。 【→高校内におけるプラットフォームの充実】

*孤食等に対する取組みとして地域での「子ども食堂」など子どもが安心できる居場所づくりに向け取り組む。

【⇒身近な市町村での取組みが進むよう支援の検討】